

「自然の権利」はどういう権利か？

中本，幹生

<https://doi.org/10.15017/1159>

出版情報：哲學年報. 60, pp.113-127, 2001-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

「自然の権利」はどういう権利か？

中 本 幹 生

序

環境倫理学の立場の一つに、自然物にも権利を認めようとする立場がある。そこでは、従来人間という限定された集団にのみ認められてきた権利を、動物、植物、さらには岩石などの無生物にまで拡大すべきである、と主張されている（但しどの範囲まで権利を拡張するか、それは論者によって立場は様々であるが）。

しかし、一口に「自然の権利」と言っても、具体的にどのような権利を認めようというのだろうか？認めようとする権利は、論者によってその種類は様々である。また、内実は同じような権利でも、論者によって異なった名称で呼ばれることもある。ある論者が認める権利を、別の論者が否定するということももちろんある。このように、「自然の権利」の内実を具体的に見てゆこうとすれば、実はかなり錯綜した観を呈している。本稿の課題は、これら様々な主張されている自然の諸権利を、権利概念の基本的なタイプに従って分類することにある。それによって、自然の権利論者が実際にどのような権利を自然物に認めようとしているのかを、より明確にすることができようであろう。

我々はこの課題を、ホーフエルトが権利概念を四つのタイプに区別した、その区分けに定位して遂行したい。従って、先ずホーフエルトの区別に基づいて、権利概念を四つのタイプに分ける（一）。次にその権利の各タイプに合致すると思われる自然の権利を挙げる（二、三、四）。最後に、以上の考察をまとめるとともに、この考察に基づき、自然の権利論に対してなされている幾つかの批判への再批判を試みる（五）。

一 権利概念の四つのタイプ

権利概念のタイプの区分けのパターンの一つに、ホーフエルドによる四種類の区別がある^①。ホーフエルド自身は人間関係をモデルにして権利を考えているのだが、自然の権利論者が主張する権利も、それが権利であるかぎり、これらのタイプに分類できるであろう。そこで、本稿では、このホーフエルドの区分けを参考にして、その各々の権利概念を自然と人間の関係に適用してみたい。

ホーフエルドが主張する権利の四つのタイプは以下の通りであり、各々の権利はその相関概念を持っている。

(1) 他者に対して義務を負わせる権利

この場合の権利は請求権 (claim) としての権利であり、狭義の権利概念である。その相関概念は義務である。即ち、ある者Xが他者Yに対して権利を持つ、という時、それに相関した義務をYはXに対して負っている^②。例えば、川で溺れかかっている者がいるとしよう。その場合生命に関してこの者がこのタイプの権利を持っているとすれば、この者は他者に対して助けるよう請求することができるのであり、他者はこの者を助ける義務を負うことになる。あるいは、餓えのために生命の危機に瀕している者があるとすれば、この者は他者に食料を請求することができ、他者にはそれを与える義務がある。

要するにポイントは、他者Yがこの者Xに対してある義務(何らかの行為であれ、食料であれ)を負っていること、そしてこのYの義務はXがそれを請求できる権利(請求権)を持っていることから論理的に帰結するということである。

これを自然と人間の関係に適用してみよう。その場合は人間が自然に対して何らかの義務を負うことになり、それ

に対応する自然の権利は請求権である（つまりこの権利に人間の義務は基づいている）、ということになる。従ってこの権利は「人間に対して義務を負わせる自然の権利」と特徴づけることができる。

(2) 他者からの干渉を受けない権利

ホーフエルトの言葉によればこのタイプの権利は特権（privilege）と呼ばれる。その相関概念は無権利（no-right）である。⁽³⁾ 即ち、ある者Xが特権を持つとは、他者YがXに対して何らかの請求をする権利を持たないこと（＝無権利）を意味する。つまりこの場合、Yはあれこれの要求によってXを束縛したり、Xに干渉したりすることができないことになる。⁽⁴⁾

例えば、ある者Xが生命、健康、自由、財産に対する権利を持つ⁽⁵⁾、といわれる場合、それは他者がXの生命、健康、自由、財産を奪ったり傷つけたりできないという形で、他者Yからの干渉を排除することを意味している。

従ってここでのポイントは、他者YはXに干渉することができないということであり、このことはXがそうした干渉を受けない権利を持つことから論理的に帰結する。

これを自然と人間の関係に適用してみよう。その場合、人間は自然に干渉することができないということ、そしてそれに対応する自然の権利は特権であり、この権利に基づいて人間は自然をあるがままの状態にしておかなくてはならない、ということになる。従ってこの権利は「人間からの干渉を受けない自然の権利」と特徴づけることができる。

(3) 法的な関係の変化をもたらすことのできる権利

ホーフエルトの言葉によればこれは権能（power）と呼ばれる。ある者Xが権能を持つとは、法的な関係の変化をもたらすことのできる能力を持つ、ということを意味し、それと相関して、他者Yの側には責任（liability）が存在す

る。

訴訟における代理人の事例⁽⁶⁾を取り上げてみよう。裁判において、子供や白痴などの法的に無能力な者は、自ら訴訟手続きを始めることができないので、代理人が代わって訴訟を行なうことになるだろう。この場合、彼らは訴訟を行なう権利を代理人に譲渡する権能を持っているのであり、一方、代理人の側には訴訟を行なう責任があるのである。つまり、代理人Yは訴訟を行なう責任を負っているが、それは法的に無能力な者Xが訴訟する権利を譲渡したこと（法的な関係の変化をもたらしたこと）による、論理的な帰結である。

この事例を自然と人間の関係に適用すれば、人間は自然に代わって訴訟を行なう責任を持つことになり、そしてそれに対応する自然の権利は、訴訟する権利を人間に譲渡できる権能である（つまりこの権能に人間の責任は基づいている）、ということになる。従ってこの権利を「ある権利を人間に譲渡することのできる自然の権利」と特徴づけておこう。

(4) 責任からの免除としての権利

他者からの干渉を受けない権利（特権）が、他者から請求されないこと、即ち義務の非存在を意味していたと同様に、この四番目のタイプの権利は、他者の権能から自由であること、即ち責任がないこと、を意味する。つまりこの権利を持つ者は責任から免除（immunity）⁽⁷⁾されているのである（これと相関して、他者の側には権能の欠如、即ち無能力（disability）⁽⁷⁾がある）。

これを自然と人間の関係に適用すれば、人間は自然に対して責任を負わせることができないこと、そしてそれに対応する自然の権利は免除である（つまりこの権利に基づいて人間は自然に責任を負わせることができない）、ということになる。従ってこの権利は「免除としての自然の権利」と特徴づけることができる。

以上、ホーフェルドの区分けに定位して権利概念の四つのタイプを区別した。次に、これらの権利概念のタイプを自然の権利の具体例に適用してみよう。これによって、自然の権利論者が自然に権利を認めようと提唱する場合、どのような種類の権利を念頭においているのか、即ち自然はどのような権利を持ちうるかと考えているのかが明確になるであろう。

二 人間からの干渉を受けない自然の権利

まず「人間からの干渉を受けない権利」に属すると思われる自然の権利を検討する（なお、読みやすさの便宜をはかって、動物の権利と、植物・無生物も含めた権利とを分けて論述している）。

(1) 動物の権利

ファインバーグは動物の権利について論じているが、彼の主張する動物の基本的な権利は、残酷に取り扱われない、という権利である。⁽⁸⁾ 人道的に取り扱われるべきであるというこの基本的な権利から、動物の自由権と財産権が派生する。例えば、あまりにも狭すぎる「動物工場」は動物の自由権の侵害であり、密猟などの、動物のために確保された領域への暴力的な侵入（野生動物の保護区域を奪うこと）は、動物の財産権の侵害に当たる。⁽⁹⁾ これらは、ロックの言う自然権に当たるものとされる。これは人間による動物の自由や財産への干渉を排除するものとして、「人間からの干渉を受けない権利」のタイプに属するであろう（但し、自然権のもう一つの項目、即ち生存権については、ファインバーグはこれを動物に認めていない⁽¹¹⁾）。

リーガンは、動物の基本的な権利として、尊重された扱いを受ける権利を主張している。⁽¹²⁾ 動物は平等な固有の価値（inherent value）を有しており、それを無視する扱い、即ち尊重を欠く形で我々は彼らを扱うことはできない。⁽¹³⁾ 尊重された扱いを受けるといふこの基本的な権利から、危害を加えられない権利（従ってまた殺されない権利）が導かれ

る。⁽¹⁴⁾ 具体的には、①人間の利益のために動物が早すぎる死をとげることになる故に、畜産業は動物の権利の侵害行為であること、②狩猟や罟猟、さらに③科学における動物利用（教育、毒性実験、研究目的のための）も、権利侵害に当たると主張される。⁽¹⁵⁾ これらは動物の生命や健康への権利を意味しており、従って生存権といふことができるだろう。この権利も、生命や健康に関して人間が動物に干渉することを否定するものとして、「人間からの干渉を受けない権利」に属している。⁽¹⁶⁾ ここでリーガンが「人間からの干渉を受けない権利」のタイプを念頭においていることは、野生動物をただそのままにさせておくべきである、と言っていることから窺うことができる。⁽¹⁷⁾

(2) 動物・植物・無生物の権利

ストーンは自然物が権利の保有者であることの三つの基準を挙げている。①自然物がそれ自身の要請により訴訟を起こしうること、②裁判所が自然そのものに対する侵害を考慮すること、そして③自然そのもののために救済がなされること。⁽¹⁸⁾

①、③については後に検討することにして、ここでは基準②に注目しよう。自然物が何らかの侵害を被ったと見なされるためには、そもそも自然が侵害されるべきでない権利を持つていることを前提していると思われる。ストーンは、川や湖の汚染（pp. 459-460、六十一―六十三、七十一頁）、樹木の伐採（p. 466、六十六頁）、松の木立がスモッグに晒されること（p. 471、六十九頁）、鷺や蟹の死、鳥の滅亡、自然原野の消失（p. 475、七十一頁）、動物の痛みや苦しみ（p. 479、七十四頁）などの例を挙げている。これらは、自然が健康をそこねられない権利もしくは自然の生存権、と言い換えることができるだろう。ストーンの狙いは自然ができるだけ元の状態を保つことにあり（p. 480、七十四頁）、これはどんな人間も他の人間に干渉してはならない、ということとパラレルに考えられている。⁽¹⁹⁾ 従ってこれも「人間からの干渉を受けない権利」に該当している。

リーガンは動物の権利ばかりでなく、無生物の固有の価値とその権利についても語っている。例えば、コロラド川

を例にとりながら、自然における固有に価値あるものを賞賛的に尊重することから保存原理が生ずるとされているが、これは自然を破壊しない、自然に干渉しない、おせっかいしないという原理である。⁽²⁰⁾これをコロラド川に当て嵌めれば、川をそのままにしておくこと、自由に流れさせること⁽²¹⁾として、「人間からの干渉を受けない権利」に属することになるだろう。

ナツシユもまた、動物から岩石などの無生物まで含めた広い範囲に渡って自然物に権利を認めるよう提唱している。その際、彼の取る基本的な戦略は、従来人間にのみ認められてきた自然権を、自然物の権利へと拡大しようとするものである。⁽²²⁾ここで自然権とは、ロックの言う生命、自由、健康、四肢、財産への権利であり、あるいはロックの思想がその重要な源泉となっているアメリカ独立宣言の中でうたわれている、生命、自由、幸福追及の権利である。⁽²³⁾具体的には、例えば、岩が保護される権利（生存権）、人間以外の生命が存在し繁栄する権利（生存権、幸福追及の権利）、分譲地の拡大によって蛙の沼を犠牲にしないこと（財産権）などを挙げることができる。⁽²⁴⁾これらロック流の自然権は「人間からの干渉を受けない権利」に属するだろう。

以上、人間からの干渉を受けない権利のタイプに属すると思われる自然の権利を挙げてきた。論者によってどの権利を認めるか（またどの権利を認めないか）の相違はあるものの、提唱されているのは生存権、自由権、財産権、健康をそこねられない権利などであることが分かる。いずれも、殺さない、狭すぎる場所に拘束しない、住みかを奪わない、汚染したり害を加えたりしないという形で、人間の自然への干渉を排除しようとするものである。即ち人間は自然に対して、死や、狭すぎる場所に留まることや、本来居る（ある）土地から立ち退くことや、不健康でいることを要求することができないし、また自然物はそうする義務を持たない。従って自然はあるがままに存在することになる。

三 人間に対して義務を負わせる自然の権利

(1) 動物の権利

二節で見たように、リーガンは基本的には人間の自然への干渉を否定するという形での自然の権利を主張していると思われるが、場合によつてはそれよりも強い権利を主張することもある。即ち、尊重された扱いを受けるといふ動物の基本的な権利が危機に晒されたときには、その動物を援助する義務を我々に負わせる権利をその動物は持つ、といふ。⁽²⁵⁾ 例えば、動物が科学的研究に使用される場合（つまり彼らの尊重された扱いを受ける権利が脅かされている場合）、我々はその研究に携わらないだけでなく、彼らを助ける義務も持つ、といふ。⁽²⁶⁾ この場合我々は単に動物を殺さないというだけではなく、死にそうな動物を助けねばならないわけであるから、動物はより強い生存権——即ち人間に対して助ける義務を負わせる権利——を持つことになる。

(2) 動物・植物・無生物の権利

無生物に関してもリーガンはそのままにしておくこと（破壊しない、干渉しない、おせっかいしないこと）をその固有の価値と権利に基づいて主張していたが、しかし場合によつては干渉する必要もあることを仄めかしている。例えば、野生の川が様々な沈殿作用によつて泥の多い小川になってしまうかもしれない場合には、その固有の価値を保存する、または価値を増大させるために干渉することも必要かもしれない、といふ。⁽²⁷⁾ 固有の価値の保存または価値の増大を目的としたこのような行為の要請をもリーガンが自然の権利とみなしているのかどうかは定かではないが、もしもこれを権利というのであるとするならば、「人間に対して義務を負わせる権利」に属することになるだろう。

ストーンが示した自然物が権利保有者であることの三つの基準のうち二番目を先に検討したが、残りの二つ、即ち、①自然物がそれ自身の要請により訴訟を起こしうること、③自然そのもののために救済がなされること、をここで取

り上げよう。

第一番目の基準は、自然物がそれ自身の権利として原告適格をもつことを意味している。即ち、これは自然物が侵害された利益や権利について当事者として訴訟追行し、裁判所に対して判決を要求できる資格を認めることであるから、裁判を受ける権利として請求権に属すると思われる。つまり、自然物は裁判所に対して裁判を行なう義務を負わせる、と解することができるだろう。

第三番目の基準は、自然物が損害を受けた場合に、賠償金の受取人になることの主張である。例えば、汚染された川を元どおりにするために、魚、水鳥、その他の動植物を仕入れるための費用、川底をさらい、不純物を除去するための費用を算定し、川そのものが被った損害を償うために、川に賠償金を支払うといったことが考えられる。⁽²⁸⁾ この場合は、川が汚染者に対して損害賠償金を請求すること、即ち賠償金を払う義務を負わせることになるので、「人間に対して義務を負わせる権利」のタイプに属する。

四 ある権利を人間に譲渡することのできる自然の権利

ファイバーグは動物の権利を主張するに際して、動物自身は権利を請求することができないため、法廷において動物になり代わって権利を主張し、代理行為を行なう代行者を立てることを提唱している。⁽²⁹⁾ 同様にストーンも、話すことのできない自然物の味方になり、その保護を求めて裁判所に提訴する後見人のシステムを作るべきであると言⁽³⁰⁾う。

この自然の権利は、本人（自然物）が代行者（人間）に訴訟を行なう権利を譲渡し、それによって人間の側に訴訟を行なう責任の生じた例に当たる。⁽³¹⁾ 即ち、代行者は自然物になり代わってその利益や権利を代弁し、訴訟を行ない、加害者から損害賠償金を受け取る、などの行為を行なうことになるであろうが、これら代行者の権利は、自然物がそ

うした資格を代行者へ譲渡したことに基づいている。

五 まとめ、及び批判への応答

本稿の課題は、自然の権利論者が提唱する諸権利を、権利概念の基本的なタイプの区分けに定位して分類することであった。この分類作業から窺えるおよその傾向をまとめておこう。

(1) 提唱されている自然の権利の多くは、「人間からの干渉を受けない権利」のタイプに属している。これは生命、自由、財産などについて他者の干渉を排除するロック流の自然権の発想が強いからだと思われる。即ち従来人間共同体内においてのみ認められてきたこのタイプの権利を、人間の自然に対する関係においても認めることにより、自然をあるがままの状態に保とうというものである。

(2) この「人間からの干渉を受けない権利」を基本的なものとして前提した上で、それにも拘わらず人間による自然への侵害が発生してしまった場合、もしくは発生しそうな場合には、より強い形の権利、即ち「人間に対して義務を負わせる権利」が自然に認められる。即ち、その危害を阻止すべく助けることや、救済のために裁判を行なうこと、あるいは受けた損害を回復するための賠償金を支払うことなどを人間は自然に対する義務として行なわなければならない。

(3) このような発生しそうな危害の阻止や賠償請求のために自然物が訴訟追行する場合、実際には自然物は請求することができないから、その手段として代行者という制度を作らざるを得ない。この場合には訴訟を行なう権利を代行者としての人間に譲渡する権利が自然物に認められることになる。

(4) 四番目のタイプの権利、即ち「責任からの免除としての自然の権利」について我々は具体例を挙げなかった。しかしこの種の自然の権利がありえないことは定義的に明かであると思われる。ホーフエルドは、免除としての権利を

責任がないこととして規定している。ところが自然はもともと、本来なすべきことをなしうる存在者、即ち責任を負うる存在者ではない。もともと責任がないのであれば、それを免除するということも論理的にありえないはずである。従って免除としての自然の権利はありえないことになる。

また、以上我々が析出してきた権利概念の構造を踏まえると、しばしば行われている自然の権利論への二つの批判に対して再批判することも可能になる。最後に、この点について検討しよう。

① 権利—義務の対称性に基づく批判

まず、権利と義務の対称性に基づく自然の権利論への批判を取り上げよう。ここで権利と義務の対称性とは、権利や義務といった概念は、お互いの相互承認や相互責任によってのみ可能であり、従って義務や責務を理解し実行できない自然物には権利もまた認めることはできない、という議論である。⁽³²⁾

しかし、ホーフエルトの権利概念とその相関概念の関係によれば、権利の保持者とその相関概念の保持者とは別者である。権利—義務関係を例にとれば、その構造は専ら、ある者が権利を持てばそれに相関して他者に義務が生じる、ということではしかない。その権利保持者がさらに何らかの義務を負う必要はない。つまり、定義的に、権利—義務関係は対称性を持つ必要がない。従って自然物のみが権利を持ち、我々のみが義務を負うということ自体になんら矛盾はないのである。⁽³³⁾

② 義務は必ずしも権利と対応しているわけではない、という批判

このように、権利とその相関概念の関係を対称的ではなく一方向的に理解したとしても、なおかつ、この相関関

係そのものに疑念をさしはさむという仕方の批判がある。

例えばフォックスは、権利と責務が常に相関関係にある必要はないと主張している。彼は、誰かが責務を負いながら、それに対応する権利が他者にあるわけではない例の一つとして、慈善の義務を挙げている。⁽³⁴⁾ つまり、たとえば我々が慈善の義務を感じるとしても、それに対応する他者が我々に慈善的行為を請求する権利を持つていないわけではない。また、パスモアが自然の権利論を批判する際に、「 x という対象を y という方法で扱うのは道義上間違いである」という命題から、「 x という対象には y という方法で扱われるべきでない権利がある」という命題が導き出されるわけではない⁽³⁵⁾と言うとき、同様に、人間の側にある種の責務があるからといって自然の側にそれに対応する権利を想定する必然性のないことを主張していると解することができよう。

要するにいずれも、自然に対する人間の側の責務を認めたとしても、それに対応する権利を自然の側に認める論理的な必然性はない、という批判なのである。確かに、慈善の義務の例からも分かるように、義務が他者の権利を伴わないことが論理的に可能であるのなら、敢て自然に権利を認めなくとも、自然を保護、もしくは保存する義務を人間が負う制度を作ること⁽³⁶⁾は可能であることになる。

しかし、これは自然の権利論に対する批判としては正鵠を射たものではない。自然の権利論はそもそも、まず自然物に権利を認めるという前提から出発している。そして、ホーフエルドに従えば、権利が想定されれば、その相関概念は論理的に（定義的に）他者の側に存在することになる（そもそも他者の側に何の責務も生じさせない権利というものは無意味だろう）。即ち自然の権利論は、自然物に権利があることから出発して、そこから人間の義務を導くという構造を持っているのであり、こうして権利が想定されているかぎり、義務のこの導出は論理的に必然的なのである。

これとは逆に、もし人間の義務をまず想定して、そこから自然の権利を導くという構造を自然の権利論が持つているとすれば、ただこの場合にのみ、フォックスやパスモアの批判は妥当する。従ってこの場合には、自然の権利なし

に、人間の義務だけの制度を作るという選択になるかもしれない。しかし自然の権利論がまず自然それ自体に権利があることから出発するかぎり、これは自然の権利論そのものの可能性に対する批判になつてはいるわけではない。⁽³⁷⁾

註

- (1) W. N. Hohfeld, *Fundamental Legal Conceptions*, ed. by W. W. Cook, Yale University Press, New Haven, 1919. 但し、以下小見出しに掲げた各々の権利のタイプの名称は、筆者自身が名付けたものである。なお、ホーフエルトのテキストの訳語については、塩野谷祐一『価値理念の構造』（東洋経済、一九八四年）、四一四頁にあるホーフエルトの主張の要約を参照させていただいた。
- (2) cf. W. N. Hohfeld, *ibid.*, p. 38.
- (3) W. N. Hohfeld, *ibid.*
- (4) 他者YがXに対して権利（請求権）を持たない、即ち義務を負わせることができない、ということとは、実質的にはYがXに対して干渉できない、ということと事態としては同じであろう。但しホーフエルトはあくまでこれを他者Yの「無権利」として規定しており、YがXに対して非干渉の「義務」を持つという考え方とは異なると主張している（cf. Hohfeld, *ibid.*, p. 43, p. 48 note 59）。
- (5) cf. W. N. Hohfeld, *ibid.*, p. 48.
- (6) cf. W. N. Hohfeld, *ibid.*, pp. 51-52.
- (7) W. N. Hohfeld, *ibid.*, p. 60.
- (8) J. Feinberg, "Human Duties and Animal Rights" in: *Rights, Justice, and the Bounds of Liberty*, Princeton University Press, 1980, p. 194.
- (9) J. Feinberg, *ibid.*, pp. 197-198.
- (10) ファインバーグ自身の区分けに従えば、自然権は「消極的権利」というタイプの内に数え入れられる。消極的権利とは他者の慎み、不作為、非干渉に対する権利であり、これに相関して、他者の側には尊重の義務（他者の所有物に対する非干渉の義務）が存在する（J. Feinberg, "Duties, Rights, and Claims" in: *Rights, Justice, and the Bounds of Liberty*, Princeton University Press, 1980, p. 134.（邦訳「義務、権利、請求」谷口佳津宏訳、千葉大学教養部倫理学教室編『応用倫理学研究Ⅰ』（一九九三年）所収）。この

「自然の権利」はどういう権利か？

- 点、ホーフェルドが特権を義務の非存在として規定したのとは異なっている。この相違は、ファインバーグが権利一般を請求権として規定していることと相即的である。(cf. J. Feinberg, "The Nature and Value of Rights", "The Rights of Animals and Unborn Generations" in: *Rights, Justice, and the Bounds of Liberty*, Princeton University Press, 1980.)。
- (11) ファインバーグによれば、生命に対する動物の請求がありうるとしても、それは合理的にみて尊重されるべき人間の目的と競合した場合には、人間の目的の方が強いとされ、動物のこの請求は権利と認められるほどのものではない。
- (12) T. Regan, *The Case for Animal Rights*, University of California Press, 1983, p. 277.
- (13) T. Regan, *ibid.*, p. 282.
- (14) T. Regan, *ibid.*, p. 286, 359.
- (15) cf. T. Regan, *ibid.*, pp. 394-398.
- (16) なお、ファインバーグ同様、リーガンもこれを動物の消極的権利と位置づけ、それに相関して、人間の側に消極的義務(動物を尊重を欠く形で扱わないこと)があるとする (T. Regan, *ibid.*, p. 282)。この点やはりホーフェルドの分類の仕方とは差異がある。
- (17) T. Regan, *ibid.*, p. 357, 361. 従ってリーガンによれば、例えば、野生動物が互いに引き起こす苦しみ(の総計を)とやら減らすようなことも我々はする必要はない。
- (18) C. D. Stone, "Should Trees Have Standing? ----- Toward Legal Rights for Natural Objects" in: *Southern California Law Review*, Vol. 45, 1972, pp. 458-464. (邦訳「樹木の当事者適格」岡寄修・山田敏雄訳、『現代思想』一九九〇年十一月号、六十二頁以下。)
- (19) C. D. Stone, *ibid.*, p. 480, note 96. 邦訳、九十二頁註九十六。
- (20) T. Regan, *All That Dwell Therein*, University of California Press, 1982, p. 200.
- (21) T. Regan, *ibid.*, p. 199, 200.
- (22) R. F. Nash, *The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics*, The University of Wisconsin Press, 1989, p. 4. (邦訳『自然の権利』(さへき学芸文庫、一九九九年)、二十頁。)
- (23) R. F. Nash, *ibid.*, pp. 14-15. 邦訳、五十七、五十九頁。
- (24) R. F. Nash, "Do Rocks have Rights?" in: *The Center Magazine*, November/December 1977, pp. 10-11.
- (25) T. Regan, *The Case for Animal Rights*, p. 283.
- (26) T. Regan, *ibid.*, p. 284.

- (27) T. Regan, *All That Dwell Therein*, p. 201.
- (28) C. D. Stone, *ibid.*, p. 462. 邦訳、六十四頁。
- (29) J. Feinberg, "The Rights of Animals and Unborn Generations" in: *Rights, Justice, and the Bounds of Liberty*, p. 163. (邦訳「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」、鶴木奎治郎訳、『現代思想』一九九〇年十一月号、一二二頁。)
- (30) C. D. Stone, *ibid.*, p. 464. 邦訳、六十五頁。
- (31) cf. W. N. Hohfeld, *ibid.*, p. 52.
- (32) cf. M. A. Fox, "Animal Liberation": A Critique": in *Environmental Ethics*, ed. K. S. Shrader-Frechette, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 1998, pp. 117-118. (シュレーダー・フレチエット編『環境の倫理』上(晃洋書房、一九九三年)、二二八―二二九頁。)
- (33) J. パスモア『自然に対する人間の責任』(岩波書店、一九九八年)、二〇〇頁参照。ストーンでさえ、もし環境に権利が与えられれば、環境も「責任」を負うべきだと考えている (Stone, *ibid.*, p. 481. 邦訳、七十五頁)。シュレーダー・フレチエットはストーンのこの対称性の議論をそのまま受け入れている (K. S. Shrader-Frechette, "Ethics and the Rights of Natural Objects": in *Environmental Ethics*, ed. K. S. Shrader-Frechette, p. 94. 『環境の倫理』上、一七二頁)。
- (34) ファインバーグも、動物が義務を負うことは不可能であることと動物が権利を持つことは不可能であることとの間の論理的な関係性に疑念を差し挟むことによって、ここで権利―義務の対称性を批判しているのだと思われる。J. Feinberg, "The Rights of Animals and Unborn Generations", p. 162. 邦訳、一二二頁。
- (35) M. A. Fox, *ibid.*, note 13, pp. 123-124. 同掲書、一三三―一三二頁。
- (36) ファインバーグもまた、この種の義務は必ずしも権利と相関しない義務に分類するであろう (J. Feinberg, "Duties, Rights, and Claims", p. 137. 邦訳、二〇頁)。
- (37) パスモア、同掲書、二〇〇―二〇二頁。
- (38) 例えば、山田隆夫「環境法の新しい枠組みと自然物の権利」(山村恒年、関根孝道編『自然の権利』(信山社、一九九六年)所収)、五〇頁参照。ここで山田氏は、自然の権利に依拠せずに、法的レベルにおける人間の自然保護義務を提唱している。
- (39) では、自然それ自体に権利があるということそれ自体は、どのようにして基礎づけられるのだろうか？この基礎づけが可能かどうかはまた別の問題である。これについては、自然の固有の価値に関する議論とともに、またあらためて問われなければならない。